

岩槻保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人久伊豆福祉会
所 在 地	さいたま市岩槻区宮町2-10-3
電 話 番 号	048-756-3350
代 表 者 氏 名	理事長 馬場 裕彦

2 施設の目的及び運営の方針

施 設 の 目 的	保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
運 営 方 針	・園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供する。 ・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行う。 ・家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者や地域の子育て家庭に対する支援等を行う。 ・「さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号）」、「さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成26年さいたま市条例第52号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施する。

3 提供する保育の内容

名 称	岩槻保育園
所 在 地	さいたま市岩槻区宮町2-10-3
電 話 番 号	048-756-3350
認 可 年 月 日	昭和41年3月31日
施 設 長 氏 名	馬場 久江
職 員 数	28人
取 扱 う 保 育 事 業 の 種 類	特定教育・保育、延長保育

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	員 数	職 務 の 内 容
園長	1人	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
主任保育士	1人	園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。
保育士	17人	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
栄養士	1人	園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。
調理員	3人	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	7時から19時まで（第1,3,5土曜；7時から18時、第2,4土曜；7時から13時）
標 準 時 間	7時から18時まで 延長保育は平日；18時から19時まで
短 時 間	8時30分から16時30分まで（第2,4土曜；8時30分から13時） 延長保育は平日；7時から8時30分まで、16時30分から19時まで 第1, 3, 5土曜；7時から8時30分まで、16時30分から18時まで 第2, 4土曜；7時から8時30分まで
休 所 日	日曜日・祝祭日及び12月29日から1月3日まで

6 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種 類	理 由	金 額
保 育 料	自治体が決定	
延 長 保 育 料	短時間は16時30分以降、標準時間は18時30分以降より1回300円、月額3,000円	
実 費 徴 収	給食費（3歳以上児）；1食255円（主食費30円、副食費225円） 園 服；実費（物価の変動などによる価格の変動あり）	

7 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年 齢	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	合 計
定 員	5人	18人	18人	18人	18人	18人	95人

8 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
利 用 の 開 始	市町村から保育の実施について委託を受けたとき
利 用 の 終 了	・小学校就学の始期に達したとき。 ・2号認定こどもの支給認定保護者が、法令などに定める支給要件に該当しなくなったとき。 ・3号認定こどもの支給認定保護者が、法令などに定める支給要件に該当しなくなったとき。 ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。
嘱 託 医 に つ い て	内科；やな内科（築広 医師） 歯科；田口歯科医院（田口智久 医師）
欠 席 連 絡	午前9時30分までに連絡
送 迎 に つ い て	送迎時間、お迎えの人が変わるときは連絡が必要。また、安全のため午前10時から午後4時までは玄関は施錠するため、登園は10時までに、お迎えは午後4時以降に行う。

9 緊急時等における対応方法

- (1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じる。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行う。
- (3) 事故の状況や事故に際して採った処置について記録し、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- (4) 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

10 非常災害対策

消 防 計 画 作 成 (変 更) 届 出 書	さいたま市岩槻消防署 令和1年11月届出 防火管理者 氏名 阪西 かおり
避 難 訓 練	火災及び地震を想定した避難訓練、通報訓練、消火訓練（月1回）を実施
防 災 設 備	消火器・自動火災報知機・非常警報装置・消防機関へ通報する火災報知設備・その他、カーテン、敷物等の防災処理
避 難 場 所	第1避難場所・・・園庭及び久伊豆神社境内 第2避難場所・・・久伊豆神社駐車場

11 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者を設置する。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通報する。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、職員に対する研修を実施する。

12 その他保育施設の運営に関する重要事項

事 項	内 容											
主 な 年 間 行 事	春：お別れ会、卒園式、入園式、久伊豆神社例大祭 夏：夏越の大払い（茅の輪くぐり）、七夕集会、プール開き、すみれぐみ納涼会 秋：運動会、芋煮会、久伊豆神社例大祭 冬：おゆうぎ会、おもちつき会、クリスマス会、初参り ※その他、毎月の誕生会、保育参観等も行う。											
1 日 の ス ケ ジ ュ ール	<table><tr><td>7：00～ 8：30</td><td rowspan="2">} 順次登園</td><td>合同保育</td></tr><tr><td>8：30～10：00</td><td>自由遊び</td></tr><tr><td>10：00～11：30</td><td></td><td>主活動</td></tr><tr><td>11：30～12：30</td><td></td><td>給食</td></tr></table>	7：00～ 8：30	} 順次登園	合同保育	8：30～10：00	自由遊び	10：00～11：30		主活動	11：30～12：30		給食
7：00～ 8：30	} 順次登園	合同保育										
8：30～10：00		自由遊び										
10：00～11：30		主活動										
11：30～12：30		給食										

	12：30～14：30 15：00～15：30 16：00～17：00 17：00～19：00 } 順次降園 午睡 おやつ 自由遊び 合同保育
健 康 診 断	内科健康診断を年2回、歯科検診を年1回実施